

100) 外国の公的年金の遺族年金への引継ぎ

日本の税制によると、外国の公的年金の受給者が死亡し、日本に居住する配偶者がそれを遺族年金として引継ぎ受給すると、その遺族年金額にその受給開始年齢から平均余命年数を掛けた推定遺族年金総額を相続資産と見做され、相続税の計算に含まれる

(日本で外国の公的年金を遺族として受給する場合)

外国の公的遺族年金額 X 受給者の推定余命年数 = 推定遺族年金総額

相続資産 !?



<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4123.htm>

100) 外国の公的年金の遺族年金への引継ぎ

そして、日本の相続基礎控除（3千万円 + 6百万円 X 法定相続人数）と配偶者としての日本の相続税非課税枠（1億6千万円、又は法定相続分）を超えた分については、日本の相続税を支払う事となる

（日本の相続税基礎控除）

$3\text{千万円} + 6\text{百万円} \times \text{法定相続人数} = \text{相続税基礎控除（相続税非課税枠）}$

配偶者は1億6千万円、又は法定相続分までは配偶者として相続税非課税



<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4123.htm>

100) 外国の公的年金の遺族年金への引継ぎ

日本の相続税法上、海外の公的遺族年金に対する明確な定めがなく、その様に外国の遺族年金が相続資産として見做されて相続税の対象と成ると言う日本の国税局の見解は、日本の公的遺族年金は非課税なのに対して不公平ではと、二人の関西・関東在住の女性が国税不服審判所に審査請求中



<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4123.htm>

100) 外国の公的年金の遺族年金への引継ぎ

ケース 1) 関西在住女性Aさん

項目	詳細
遺族年金受給者	Aさんの配偶者はスイスで長期間就労し、スイスの公的年金に加入していたが、2017年他界。 Aさんは当時71歳。亡くなられた配偶者のスイスの公的年金を日本で引き継ぎ、遺族年金を受給中。
推定遺族年金総額	約940万円/年 x 推定受給年数18年 = 約1億7千万円
相続税請求額	約3,000万円（17.6% 相続税過少申告加算税を含む）
備考	Aさんは国税不服審判所に審査請求中



<http://shukatsuweb.net/wp-content/uploads/2024/03/asahi20221219.pdf>

100) 外国の公的年金の遺族年金への引継ぎ

ケース 2) 関東在住女性Bさん

項目	詳細
遺族年金受給者	Bさんの配偶者は日本の企業から米国に派遣され米国の公的年金に12年加入していたが、2021年他界。 Bさんは当時68歳。亡くなられた配偶者の米国の公的年金を日本で引き継ぎ、遺族年金を受給中。
推定遺族年金総額	約200万円/年 x 推定受給年数24年 = 約4,800万円
相続税請求額	約700万円 (14.6%)
備考	Bさんは国税不服審判所に審査請求中



<http://shukatsuweb.net/wp-content/uploads/2024/03/asahi20230112.pdf>

100) 外国の公的年金の遺族年金への引継ぎ

日本帰国 

多額の課税

年金 "落とし穴"

28:18



https://youtu.be/6Hji6ZXAbp0?si=Y_Vmuc0YA3Om5UsG

100) 外国の公的年金の遺族年金への引継ぎ

高嶋のコメント

- 1) これらの2例は、Aさん・Bさんが日本の居住者である時に配偶者を亡くされ、配偶者の外国の公的年金を遺族年金として日本の居住者として引継いだ事が日本の税制上相続資産と見做されたと思われる
- 2) もしAさん・Bさんの配偶者が亡くなられた時にAさん・Bさんが日本の居住者で無く、海外在住であれば、日本の相続税は発生しなかったのか？そして、その後日本の居住者として受給する外国の遺族年金は海外からの年金所得として確定申告する事になるか？（要確認）
- 3) そもそも日本の居住者は海外からの所得を申告する義務がある。しかし、Aさん・Bさんはそれらの外国の遺族年金を日本の税務署への所得申告を怠ったのでは無いか？そして、その海外所得の無申告が税務署の心象を悪くて、懲罰的に課税されたのでは？

100) 外国の公的年金の遺族年金への引継ぎ

- 4) 英国の年金制度State Pension（国家年金）には遺族年金は無い。何人もNIC（National Insurance Contribution）の納付実績が管理されており、それに基づいて年金受給年齢に達したらState Pensionを受給出来る（現在の英国の年金受給開始年齢は66歳。今後段階的に67歳・68歳・69歳・70歳に引上げ予定。詳細は[こちら](#)を参照）
- 5) 婚姻関係に有る配偶者の一方が亡くなった場合、生存配偶者が未だ年金受給年齢に達していない場合は、Bereavement Support Payment（一時金+18カ月の期間限定の遺族手当）が支給される。生存配偶者が年金受給者で有る場合は、Bereavement Support Payment（遺族手当）は支給されず、本人の年金額が見直され増加される。従って、英国の年金制度では、この日本の税制では海外遺族年金は相続と見做されるとの問題は当てはまらないのでは無いか？ 詳しくは以下のサイトを参照



<https://shukatsuweb.net/wp-content/uploads/2021/12/Bereavement-Support-Payment.pdf>